

I. 理念・目的

2. 点検・評価

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

②改善すべき事項

〈13〉人間文化学研究科

理念・目的をさらに明確に発信するためには、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを策定する必要がある。

人間文化学研究科小委員会

2012年7月11日の神戸学院大学大学院人間文化学研究科委員会において、アドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）、カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）、ディプロマポリシー（学位授与の方針）を制定した。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

②改善すべき事項

〈13〉人間文化学研究科

可及的速やかにアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの策定を行う。

人間文化学研究科小委員会

2012年7月11日の神戸学院大学大学院人間文化学研究科委員会において、アドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）、カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）、ディプロマポリシー（学位授与の方針）を制定した。

Ⅲ. 教員・教員組織

2. 点検・評価

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

②改善すべき事項

〈13〉人間文化学研究科

FDに参加する教員の熱意に差がある。またFD研修での知見を授業の改善に結びつけるシステムが十分ではなく、個々の教員の努力に任せられている。

サバティカル制度の導入など、長期の研修が多くの教員に保障されていない。
人間文化学研究科小委員会

人間文化学研究科に所属する専任教員に対して、定期的開催されている人間文化学研究科主催のFD講演会・FD研修会への参加を促している。具体的には、人間文化学研究科委員会においてFD講演会・FD研修会への各教員の参加状況を全員が把握し、研究科長とFD委員が中心となって積極的な参加を奨励するとともに、不参加教員を少なくするように個別に働きかけている。FD研修会合宿では、FD活動に意欲的な教員の活動内容を共有するようにしている。今後はFD講演会・FD研修会で得た知識や技能を授業改善に役立てるためのシステム作りに着手する。

学内の長期にわたる学外研究支援制度（最長1年間の長期海外研究、最長3か月間の短期海外研究、6か月以上1年間以内の国内研究）を最大限に活用し、不在時の授業や学生指導については他教員による代替措置にも配慮する。

3. 将来に向けた発展方策

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

②改善すべき事項

〈13〉人間文化学研究科

模範となる授業の実践例を共有したり、教員間での積極的な意見交換をとおして、教員間のコミュニケーションを向上させ、学部全体としてのFD意識と授業のスキルアップ、研究能力の向上をめざす。そのためには教員の能力の向上のためのサバティカルなど長期研修が多くの教員に保証されることが望まれる。

人間文化学研究科小委員会

人間文化学研究科が主催するFD研修会合宿において、外部講師による模範的な授業実践例の紹介や、人間文化学研究科教員による授業実践の発表を積極的に進める。

FD研修会合宿では、教員間のコミュニケーションを円滑化させ、FD活動に関する問題意識や取り組みを共有し、授業改善に向けた議論を深めている。互いの研究活動や研究業績についても紹介し合い、研究能力の向上を推進している。

学内の長期にわたる学外研究支援制度（最長1年間の長期海外研究、最長3

か月間の短期海外研究、6か月以上1年間以内の国内研究)を最大限に活用し、不在時の授業や学生指導については他教員による代替措置にも配慮し、教員の能力・資質の向上を図る。

IV. 教育内容・方法・成果

(一) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

2. 点検・評価

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

②改善すべき事項

〈13〉人間文化学研究科

「ディプロマ・ポリシー」に相当するものを近いうちに策定する必要がある。

人間文化学研究科小委員会

2012年7月11日の神戸学院大学大学院人間文化学研究科委員会において、「ディプロマポリシー（学位授与の方針）」を制定した。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

②改善すべき事項

〈13〉人間文化学研究科

「カリキュラム・ポリシー」に相当するものを近いうちに策定する必要がある。

人間文化学研究科小委員会

2012年7月11日の神戸学院大学大学院人間文化学研究科委員会において、「カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）」を制定した。

3. 将来に向けた発展方法

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

②改善すべき事項

〈13〉人間文化学研究科

「ディプロマ・ポリシー」の策定を早急に行い、学生に、当研究科の目的と育成する人物像を明確に示すことができるように、研究科長、大学院教務委員、各専攻主任などで議論を詰め、成案を研究科委員会に諮る。

人間文化学研究科小委員会

2012年7月11日の神戸学院大学大学院人間文化学研究科委員会において、「ディプロマポリシー（学位授与の方針）」を制定した。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

②改善すべき事項

〈13〉人間文化学研究科

「ディプロマ・ポリシー」の目標達成のために「カリキュラム・ポリシー」の策定を早急に行い、よりすぐれたカリキュラムの提供を目指す。

人間文化学研究科小委員会

2012年7月11日の神戸学院大学大学院人間文化学研究科委員会において、「カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）」を制定した。

V 学生の受け入れ

2. 点検・評価

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

②改善すべき事項

〈13〉人間文化学研究科

専攻・講座によって受験生のバラツキが大きく、多くの学生を抱える講座では、教員の負担の偏りが生じかねない点は配慮が必要である。

人間文化学研究科小委員会

学生定員を充足している専攻・講座とそうでない専攻・講座によって教員の負担に偏りが生じている部分が認められるため、受験生を増やし、いずれの専攻・講座においても学生定員を充足させ、教員間の負担の差異を低減させる方向で取り組む。

その方策としては、2012年11月21日の神戸学院大学大学院人間文化学研究科委員会において、「大学院の教育内容・方法・成果について」の中の「大学院の学生の受け入れについて」を審議し、承認された。

3. 将来に向けた発展方法

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

②改善すべき事項

〈13〉人間文化学研究科

専攻・講座によって受験生のバラツキが大きいため、入試説明会の回数を増やし広報を充実させるなどの方策をとる予定である。

人間文化学研究科小委員会

2012年11月21日の神戸学院大学大学院人間文化学研究科委員会において、「大学院の教育内容・方法・成果について」の中の「大学院の学生の受け入れについて」を審議し、承認された。

大学評価分科会報告書

申請大学名

神戸学院大学

[基準1] 理念・目的

<努力課題> [概評の中から、問題点を具体的に記述]

- (1) 学則に掲げられた学部、学科あるいは研究科の理念・目的と大学憲章あるいは各学部独自の出版物に示された理念・目的の内容の整合性を検証するとともに、下位に位置付けられるものの内容修正が望まれる。具体的な問題として、総合リハビリテーション学部では、『履修の手引』等に教育理念、目標が掲げられているが(資料44『履修の手引-総合リハビリテーション学部』巻頭)、国際化や読解力向上など学則と一致しない内容が掲げられている。同研究科の目的も学則に掲げられた3つの事項が(資料79『各種規程等一覧(抜粋)』105頁)、大学院案内には記述されていない(神戸学院大学2『大学院案内2010』14-16頁)。また、栄養学部の目的は「人の健康を科学するとともに、世界的な視野に立った人間健康科学の拠点たること」としているが(『点検・評価報告書』7頁)、学則において用いている文言との間に整合性を欠いている(資料79『各種規程等一覧(抜粋)』2頁)。同研究科についても「医療系高度職業人教育」を目的の一つと記載しているが(『点検・評価報告書』10頁)、研究科規則では、単に「高度専門職業人を育成すること」としており(資料79『各種規程等一覧(抜粋)』95頁)、表現内容に齟齬がある。

人間文化学研究科小委員会

2012年7月11日の神戸学院大学大学院人間文化学研究科委員会において、「神戸学院大学人間文化学研究科の理念・目的」を審議し、承認された。

- (2) 研究科単位の理念・目的の適切性を検証する上位の会議体は不明確であり定期的な検証機能が働いていないと思われるので(『点検・評価報告書』15-25頁、実地調査)、各研究科が独自に掲げている理念・目的の内容が適切か否かを定期的に検証するとともに、学部、研究科ごとに理念・目的が周知されているかを調査し、かつ周知度を改善する責任ある体制を整えることが望まれる。

学士課程小委員会

各研究科の理念、目的の適切性を検証する定期的な検証機能体制については、大学院教育部会で各研究科と連携して、2012年度において、大学院の理念、目的は策定した。2013年度に学則ならびに各研究科の規程に反映させるために、大学院教務委員会、大学院委員会において、規則改正の手続を行う。2013年度以降も、大学院教育部会で各研究科と連携して、その再点検(内容の適切な見直しと検証)を行い、大学ホームページおよび大学の広報誌に整合性のある内容で掲載し、学内外に公表する体制の整備を行う。

人間文化学研究科小委員会

人間文化学研究科では、研究科長を中心に教育・研究委員会を組織しており、体制は整っている(専攻主任、大学院教務委員等で構成)。専任教員を対象とする大学院FD研修会合宿等において、定期的に人間文化学研究科の教育理念・目的が周知されているかどうかを確認する機会をもち、人間文化学研究科にかかわる出版物や広報資料における表現との整合性を点検し、改善に向けた具体的な検討を継続的に行っている。

[基準3] 教員・教員組織

<概評>

人間文化学研究科

人文学部同様、教員像や教員組織の編制方針などについては、「大学憲章」(資料86)の貴大学で期待される教職員像を踏襲しており、研究科独自の教員像や教員組織の編制方針は明確に定められていない。教員は専攻内講座(人間行動論専攻4講座、地域文化論専攻5講座、心理学専攻2講座)に配置されている。教員の専門分野は自然の中の人間を考察する分野、人間を社会的文化的に考察する分野、人間の心理を多面的に考察する分野を担当できる陣容である(『点検・評価報告書』43頁)。科目と担当教員の適切性に関して、毎年、次年度の科目担当者について、「研究科委員会」において審議しているが、教員間の研究業績もかなりの開きがあり、大学院担当教員の資格基準に関する規程などは定められていないので、明文化することが望まれる。また、学部と一体になっているため大学院学生の数等から見て少し歪みが出ている。このことは後任人事の際に調整する方向である。

専任教員の資質向上のための取り組みは、人文学部と合同で行われ、適宜、研究科独自のテーマを取り上げている。

人間文化学研究科小委員会

2013年2月14日の神戸学院大学大学院人間文化学研究科委員会において、「神戸学院大学大学院人間文化学研究科担当教員資格審査規程」及び「神戸学院大学大学院人間文化学研究科教員資格基準」を制定した。

参考資料

「大学院人間文化学研究科における科目担当の資格に関する内規」

「大学院人間文化学研究科における科目担当の資格に関する申し合わせ」

<努力課題> [概評の中から、問題点を具体的に記述]

全学

- (1) 各学部・研究科(栄養学部を除く)において、教員に求める能力・資質等が明確ではないので、各学部・研究科の教育理念・目的に沿って教員組織の編制方針を定め、教育・研究を組織的に支援する体制を構築することが望まれる。

人間文化学研究科小委員会

人間文化学研究科では、専任教員を対象とする大学院FD研修会合宿等において、研究科長が主導して、定期的に人間文化学研究科の教育理念・目的が周知されているかどうかの確認を行っている。それぞれの人間文化学研究科教員の教育活動の展開(授業の計画や内容、学生指導の方針等)が人間文化学研究科の教育理念・目的に即しているかどうかを点検するとともに、その結果を教員が互いに確認し合える教育環境の整備や雰囲気醸成に努力している。また、新規に採用した教員に対しても着任時に、研究科長が先導して人間文化学研究科の教育理念・目的の周知徹底を図り、それに即した能力・資質等が強く求められることを確認している。

全研究科

(1) 実務法学研究科を除く各研究科において、教員の選考基準を制定するよう改善が望まれる。
人間文化学研究科小委員会

2013年2月14日の神戸学院大学大学院人間文化学研究科委員会において、「神戸学院大学大学院人間文化学研究科担当教員資格審査規程」及び「神戸学院大学大学院人間文化学研究科教員資格基準」を制定した。

[基準4] 教育内容・方法・成果 (1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

人間文化学研究科

研究科の目的を「人間文化学研究科規則」第1条で「人間文化について高度な専門的かつ総合的な研究を行い、その研究成果を教育の場や実社会において実践できる人材を育成するだけでなく、創造的・自立的な研究能力を持つ優れた研究者の育成を目指すものとする」と規定し、教育課程は「学際的・有機的」に結びつけるように編成するため、各専攻に共通で「方法論を重視した講義」「専門化すると同時に幅を持たせる特殊講義」「トレーニングを重視したワークショップ」という授業形態に分け、成果の修得を目指している（『点検・評価報告書』83頁）。これらは人間文化学研究科のホームページに掲載されている。人間行動論専攻、地域文化論専攻では研究領域を5つに分け、心理学専攻では心理系科目と臨床心理系科目に分け、それらを総合的に学べるようにしている。また1年次には特論、演習を中心にテーマを深化させ2年次の修士論文に繋げている。

しかしながら、研究科としての学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が策定されていないので、改善が望まれる。

2010（平成22）年度からは人文学科の9領域と研究科の9講座が対応するように改革が行われ、学部と研究科を連動させる方向にあり、今後を期待したい。

人間文化学研究科小委員会

2012年7月11日の神戸学院大学大学院人間文化学研究科委員会において、「ディプロマポリシー（学位授与の方針）」を制定した。

2012年10月24日の神戸学院大学大学院人間文化学研究科委員会において、「大学院の教育内容・方法・成果について」の中の「教育内容・教育方法等に関する基本的な考え」について審議し、承認された。

<努力課題> [概評の中から、問題点を具体的に記述]

全研究科

- (1) 各研究科において、修了要件は明示されているが（『大学院履修要項』『学位規則』）、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果等は明示されていないので、研究科としての教育目標あるいは履修モデルに合致する内容を反映した独自の学位授与方針を策定し、分かりやすい形で示すとともに受験生を含む社会一般に対して公表することが望まれる。

人間文化学研究科小委員会

2012年7月11日の神戸学院大学大学院人間文化学研究科委員会において、「ディプロマポリシー（学位授与の方針）」を制定した。

今後、ホームページなどを利用した周知に努める。

- (2) 各研究科において（実務法学研究科を除く）、教育内容、教育方法などに関する基本的な考え方をまとめた教育課程の編成・実施方針を設定し、分かりやすい形で示すとともに受験生を含む社会

一般に対して適切な媒体をとおして周知・公表することが望まれる。

人間文化学研究科小委員会

2012年10月24日の神戸学院大学大学院人間文化学研究科委員会において、「大学院の教育内容・方法・成果について」の中の「教育内容・教育方法等に関する基本的な考え」について審議し、承認された。

今後、ホームページなどを利用した周知に努める。

[基準4] 教育内容・方法・成果 (2) 教育課程・教育内容

<概評>

人間文化学研究科

人間文化学研究科においては、修士課程ではコースワークとして「方法論」「特殊講義」「ワークショップ」「演習」科目を置き、リサーチワークとして「資料収集」「現地調査」等の科目を置いている。また博士後期課程ではコースワークは設定せず、指導教授の密なる指導のもとで「論文」作成というリサーチワークに重点を置いた教育課程となっている。

人間文化学研究科小委員会

問題なし

[基準4] 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法

<概評>

人間文化学研究科

修士論文の中間発表を行う等、論文の質を高めるためにきめ細かな研究指導体制がとられている（『点検・評価報告書』124頁）。そうした総合的・学際的な研究ができるように、方法論、特殊講義、特論、演習、実習といった授業形態で複数の教員に担当させている。博士論文に関しては、「研究計画書（研究目的）」「研究計画書（研究構想）」というように段階的な指導、論文の質を保證する体制を整えている。

シラバスは、統一形式で用意され、学生に配布されているが、（資料51『大学院履修要項』184-207頁）成績評価の明確化に問題を残している。

教育内容・方法等の改善を図ることを目的として、前・後期各1回の「授業評価アンケート」を実施し、集計結果を「研究科委員会」で報告し、検証している。

人間文化学研究科小委員会

全教員が、授業内容や成績評価基準を明確に示すよう、徹底していく。そのために、人間文化学研究科の専任教員対象の大学院FD合宿等において、この指摘事項に関する問題を取り上げ、担当教員が授業内容や成績評価基準の明確化についての意識を高める機会をこれまで以上に設ける。

<努力課題>

人間文化学研究科

- (1) シラバスは統一した書式で作成されてはいるが、授業内容や成績評価基準が不明確なものが散見されるので、学生があらかじめ知ることのできるよう明示することが望まれる。

人間文化学研究科小委員会

全教員が授業内容や成績評価基準を明確に示すよう、徹底していく。

[基準4] 教育内容・方法・成果 (4) 成果

<概評>

人間文化学研究科

学位論文の申請者は『大学院履修要項』(96-103 頁)の要件を満たすと同時に、審査に当たる教員が当該研究分野の水準を顧慮した適切な評価を行うことを申し合わせている(『点検・評価報告書』166 頁)。学位論文の質と透明性を保つため、学会誌への投稿と本数の規定を設けているが(資料51『大学院履修要項』97 頁)、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準(学位論文審査基準)が定められていない点は、改善が望まれる。修士論文審査では他専攻の教員を審査に加えること、博士論文では学外の審査員を加え、公聴会を開くことを義務づけている。こうした対応は、2006(平成18)年に文部科学省から出された「大学院教育振興施策要領」で示された学位の国際的信用を高める、という要請に応えたものである(『点検・評価報告書』169 頁)。こうした学位授与方針に基づいて、学位が授与されている(『点検・評価報告書』166 頁、『各種規程等一覧(抜粋)』59 頁)。

学生の学習成果を測定するための評価指標については、専門職に就く修了者を輩出していることをあげている(『点検・評価報告書』162 頁)。

人間文化学研究科小委員会

2012年10月24日の神戸学院大学大学院人間文化学研究科委員会において、「大学院の教育内容・方法・成果について」の中の「学位論文の審査基準を明確にする」について審議し、承認された。

博士論文は、次の審査基準を満たすものとし、修士論文もこれに準じるものとする。

- (1) 独創性・新奇性があること。
- (2) 先行研究をふまえた当該研究の位置づけがなされていること。
- (3) 学術論文にふさわしい論理性と表現の適切性を有すること。

なお、博士論文の水準については「学位論文作成要領」第3項に明記されている。その水準を厳正に保つための予備審査を含む審査手続きについては、「人間文化学研究科の課程博士の学位授与に係る審査手続き等について」に明記されている。これらの事項は、人間文化学研究科に所属するすべての大学院生に配布する「大学院履修要項」に記載されている。

[基準5] 学生の受け入れ

＜努力課題＞ [概評の中から、問題点を具体的に記述]

- (1) 全研究科において、理念・目的、教育目標を踏まえ、求める学生像や修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を明示していないので、公的な刊行物、ホームページ等によって、学生の受け入れ方針を、受験生を含む社会一般に公表することが望まれる。

人間文化学研究科小委員会

2012年11月21日の神戸学院大学大学院人間文化学研究科委員会において、「大学院の教育内容・方法・成果について」の中の「大学院の学生の受け入れについて」を審議し、承認された。